

## 西都市建設工事等競争入札参加者資格に関する要綱の改正について

下記のとおり資格要綱を改正します。

なお、平成 24 年 4 月 1 日以降に入札を実施する案件より適用します。

### 【改正内容】

#### 等級(格付)の見直し(要綱第 3 条関係)

業種区分	特 A・A	B	C
土木一式工事	2,000 万円以上	1,300 万円以上 2,000 万円未満	<b>1,300 万円未満</b>
建築一式工事	6,000 万円以上	2,000 万円以上 6,000 万円未満	<b>2,000 万円未満</b>

土木一式工事及び建築一式工事の等級区分 D を廃止しました。